

過去の個人所得税申告書をレビューすることで、法令順守の担保と税務メリットの享受が可能になります

2020年個人所得税申告書

- ・駐在員個人の手取額に影響がないため、長年レビューされていない
- ・過少申告が放置されていたり、余分な所得税を払っているリスクがあり

個人所得税申告書のレビュー

- ・日本の出向元が負担している社会保険料の雇用主負担分は課税すべき収入に含まれていますか？
- ・出向元で支払われるボーナスの算定期間とタイ赴任期間の線引きを適切に行っているか？
- ・家族がいる場合は、配偶者控除及び扶養者控除を取っているか？
- ・配偶者控除及び扶養控除を取る際に、サポートとなる家族証明書を準備しているか？
- ・7月以降に赴任した場合、物理的に180日以上タイに滞在しているか？

2021年個人所得税申告書

- ・控除項目を最大限使うことによりタイ法人のコスト削減が可能
- ・法令順守が担保されているため、将来年度の税務リスクが僅少にできる

2020年個人所得税修正申告

- ・過少申告を早期に修正することで、サーチャージの金額を最小にする
- ・追加的に使える控除項目を使うことで、過少申告額を少なくできる